

諮問庁：国立大学法人筑波大学

諮問日：平成29年3月24日（平成29年（独情）諮問第14号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（独情）答申第14号）

事件名：特定期分の授業料免除の家計急変者としての申請についての決定内容
が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、文書2を特定したことは妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月22日付け筑大総訟務第16-110号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求の趣旨

- i 審査会の答申書の趣旨に沿わない情報開示がなされたため、改めて開示を求める。
- ii 処分庁が規則を無視した恣意的な授業料免除規定の運用を行っている可能性があるが、現在の開示状況では確認しきれないため、不開示部分の開示を求める。

イ 審査請求の詳細と理由

上記アで言及した審査会の答申書とは、平成28年10月27日付けの「平成28年（独情）答申第44号」を指す。処分庁は該当文書を保有していないから不開示としていたが、この答申書は3つの文書の存在を認定し、これらについて開示決定等をすべきだと判断している。具体的には、同答申書の別紙2に掲げる①平成27年度

第2期分の「授業料免除申請者票」のうち【チェック6】欄にチェックが入れているもの、②平成27年度第2期分授業料免除判定一覧、③筑波大学授業料の免除及び徴収猶予の選考に係る実施要領」の3点の文書である。

(ア) 上記ア i の詳細と理由説明

審査会は答申書の7～8ページにおいて、上記文書①と②が同答申書の本件対象文書の一部に該当すると認めたとうえで、①と②を併せて特定することで、「別紙2①に掲げる文書により家計急変者としての申請者であることが確認された各申請者（全員）についての決定内容（決定結果）が別紙2②に掲げる文書において把握可能なものになると思料される」と開示すべき理由を説明している。

この答申書を受け、処分庁が1月12日に開示した上記文書①（文書1）は、合計54枚であった。これは家計急変者として授業料免除を申請した学生が54人いたことを意味する。異議申立てに対する決定通知書（筑大総訟務第16-110号、添付資料A）が示すように、文書1は以下の部分が不開示とされた。

右上の受付番号欄、申請者本人の「1 申請日」、 「2 学籍番号」、 「3 所属（学群、学類、年次等）」、 「4 申請者氏名」、 「5 申請理由」のチェック欄、 「6 提出書類（チェックリスト）」内の「Iの【チェック1】～【チェック5】」のチェック欄、 「IIの【チェック6】」の最初のチェック欄以外のチェック欄、 「IIIの【チェック7】」のチェック欄及び具体的な提出書類の名称等の記載箇所、担当者確認欄

開示された文書1の1ページ目のコピーが添付資料Bである。【チェック6】を除くすべての箇所が開示のため、残りの53枚もほぼ同じ内容である。

処分庁が1月12日に開示した文書②（文書2）は全部で83枚であり、ここに2987件の授業料免除申請に関する判定結果が記されている。ここでは学籍番号、学生氏名、免除額が開示とされた。開示された文書2の1ページ目のコピーが添付資料Cである。

添付資料BとCを見れば、一目瞭然であるが、文書1と文書2を照らし合わせても、家計急変者として申請した学生の決定結果を把握することはできない。つまり、処分庁の開示は「①と②を併せて特定することで、「別紙2①に掲げる文書により家計急変者としての申請者であることが確認された各申請者（全員）についての決定内容（決定結果）が別紙2②に掲げる文書において把握可能なものになる」という審査会の考えに沿っていないことになる。

審査会の答申書の趣旨に沿った情報開示をすることは極めて容易

である。家計急変者としての申請者は54人しかいない。3000件弱の案件数の2%以下である。この程度の数であれば、処分庁は申請者の学籍番号、氏名、所属を把握しているのだから、文書2の判定一覧のうち、どの学生が家計急変者として申請したかを示すことは簡単にできるはずだ。その該当箇所だけを開示すればいい。

にもかかわらず、審査請求人が残念でならないのは、処分庁が審査会の答申の趣旨や審査請求人の要望に沿った情報開示をする代わりに、情報を不開示にすることにあまりに多くのエネルギーを割いていることである。文書1と文書2の黒塗り部分（本審査請求書では以下、ごはんの上ののりを貼った弁当に似ていることから「のり弁」と表現）をつくるための事務作業は相当煩雑であったと推察できる。しかし、審査請求人が求めているのは家計急変者としての申請に対する判定結果なのだから、そんなことをしなくても、該当部分だけを個人情報として隠して開示すればいいのだ。

審査請求人が一貫して求めているのは、家計急変者の扱いに加え、授業料免除の判定プロセスにおける退職金の扱いである。このため、処分庁が不開示とした「IIの【チェック6】のチェック欄」のうち、「退職等を示す証明書」のチェック欄の情報は必要である。

該当者は54人の一部にすぎないので、作業は容易であろう。もし個人が特定される懸念があるというのであれば、該当申請者の課程、学群／研究科、学類／専攻、学年の欄をすべてののり弁にすれば、個人を特定することは不可能になる。

(イ) 上記ア ii の詳細と理由説明

まず、審査請求人が上記アで「処分庁が規則を無視した恣意的な授業料免除規定の運用を行っている可能性がある」と述べた理由を述べたい。ここで言う恣意性は、家計急変者の扱いに関連している。

処分庁は平成27年第2期分の授業料免除申請時には、家計急変者を説明する際、「月収が事由発生前に比べおよそ半分以下となり、その後も当面の間収入の回復が見込まれない場合」としていた。しかし、平成28年度第1期分の申請時には、「本人の責によらないやむを得ない理由によるもので、予期せぬ事由の場合」に「失職」または「廃業」したケースを家計急変者の定義としている。この変化について、処分庁は「表現の明確化を図ったのみであり、定義の変更は行われていない」（答申書6ページ）と説明している。

処分庁が1月12日に開示した文書③（文書3）「筑波大学授業料の免除及び徴収猶予の選考に係る実施要領」（以下、実施要領）は全10枚である。のり弁部分があるため、全体像を正確に把握することは困難だが、少なくとも開示された部分で判断する限り、家

計急変者に関する部分は15項（「前年の中途又は当年に失職等により収入が著しく減額した場合は、当年の収入金額（見込みの収入を含む。）を総収入金額に算入する」）だけとみられる。つまり、家計急変者と認定されると、授業料免除の判断基準は当年の収入（見込み）になるということだ。家計急変者以外は前年または前々年の収入が基準となるため、失職などで突然収入がなくなった場合、収入が急減する当年の収入見込みで授業料免除を判定してもらえると、金銭的な負担が軽くなる可能性が高くなる。

ここで、会社勤めのサラリーマンが勉学への意欲を高め、職を辞して大学に入ったケースを想定しよう。実施要領15項と、平成27年度第2期申請時の家計急変者の規定に従えば、この脱サラ学生は家計急変者として申請できる可能性が高い。しかし、平成28年度第1期申請時の規定であれば、この学生は自己都合退職なので家計急変者としては認められない。つまり、処分庁が言う「表現の明確化」によって、不利益を被る学生が出現する事態があり得る。それまで授業料免除を受けられていた学生が免除の対象から外れる事態が生じた場合、それは単なる「表現の明確化」ではない。「表現の明確化」というのは、その前後で免除対象となる学生が変わらない場合であって、それによって不利益を被る学生が出現する場合は、表現の明確化というレベルではなく、制度運用の変更を意味する。制度の適用対象が変化するためである。特にこのケースは、学生の平等な教育を受ける権利を金銭面から奪いかねない危険な行為である。

審査請求人の主張が空想に基づくものであるかどうかは、処分庁に対し、以下の質問をすれば簡単にわかる。平成27年度第2期以前のルールを適用して家計急変者として扱われた学生で、平成28年度第1期からのルールを適用して新規に申請しても家計急変者として扱われない者が存在するかどうかを尋ねることである。もっと簡単に言えば、平成27年度第2期以前の申請者に、自己都合退職者がいたかどうかを聞けばいい。もし一人でもそうした学生がいれば、そのようなタイプの学生は制度運用の変更によって平成28年度以降は不利益を被ることになる。

それでは、このような授業料免除制度の運用の変更が規則に基づいてなされたと言えるだろうか。これまでの処分庁の主張をみると、規則というのは実施要領のことを指すことが明白である。しかし、今回開示された箇所を見る限りでは、不利益を学生にもたらず決定を下すことを正当化する文言は実施要領のなかには見当たらない。

審査請求人が「処分庁が規則を無視した恣意的な授業料免除規定

の運用を行っている可能性がある」と述べたのはこのためである。

しかし、開示された文書3には、のり弁部分が多く存在する。特に、第10項ただし書、第11項には何について書かれているか、全くわからない。もしかしたら、ここに審査請求人が指摘する制度運用の変更の根拠となる記述があるのかもしれない。審査請求人は文書3の不開示箇所を請求人の趣旨に従ってオープンにすることを求める。

(本答申では資料は省略)

(2) 意見書

諮問庁による理由説明書(下記第3)は、審査請求人の請求理由に対する回答には全くなっていないことを以下の通り説明する。

ア 理由説明書の2(1)における諮問庁の主張について

「平成28年度(独情)答申第44号」第5の2(3)において、審査会は「別紙2に掲げる文書を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきである。」と述べている。そうした判断の前提として、「別紙2①に掲げる文書と別紙2②に掲げる文書を併せて特定することで、別紙2①に掲げる文書により家計急変者としての申請者であることが確認された各申請者(全員)についての決定内容(決定結果)が別紙2②に掲げる文書において把握可能なものとなると思料される」点を挙げている。

しかし、諮問庁によって開示された文書をも、家計急変者としての各申請者(全員)についての決定内容(決定結果)は全く把握できない。つまり、諮問庁による開示内容は、審査会が認定した文書の存在を追認しただけであり、審査会の答申内容に反している。このような審査請求人にとって不必要な文書の開示を受けるため、審査請求人は定められた手数料を支払い、相応の時間・交通費を費やしたことになる。諮問庁はこれ以上の損害を審査請求人に与えないことに留意した開示方法(諮問庁の負担による郵送等)を検討し、早急に答申内容に沿った開示を実施すべきである。

また、諮問庁は「家計急変者として申請した者の免除認定割合」(以下、第2において「免除認定割合」という。)を公にすることは事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法5条4号柱書きに該当すると主張する。しかし、諮問庁には毎年、新入学生と卒業生があり、しかも家計急変という事態が事前に予測することが難しいことを考慮すれば、家計急変者としての申請者の顔ぶれ及び申請内容は毎年大きく変動することが想定される。家計急変者としての申請者は平成27年度第2期分だけをみても54人と母数が少なく、わずか数人の変動があっただけで免除認定割合が大きく

変動することは自明である。つまり、一定の免除認定割合というものは本来存在するはずがなく、ある特定の時期の免除認定割合を開示したところで、それが事務の適正な遂行に支障をおよぼすことを正当化する理由はない。

仮に免除認定割合が一定の場合があるとすれば、それは毎年100%（又は著しく高率）の場合と毎年ゼロ%（または著しく低率）の場合である。家計急変という緊急の事情を勘案すれば、著しく高率の場合にはあり得るかもしれないが、それが公になったからといって事務に支障は発生しない。保護者の死亡証明書や失職証明書を偽造することは困難だからである。一方、免除認定割合が著しく低率であることが明らかになった場合、家計急変者としての申請者が減り、通常の事務作業は軽減するだろう。事務に支障は生じない。ただ、やむにやまれぬ事情があるにもかかわらず免除認定割合が著しく低いのは、諮問庁が設けている算定方法に何らかの瑕疵があるためかもしれない。瑕疵がある場合、著しく低い免除認定割合を公にすることにより、諮問庁は説明責任を求められ、合理的な説明ができなければ、瑕疵をただす必要に迫られる。しかし、それは諮問庁の説明能力の欠如や瑕疵が原因であり、説明責任を果たしたり過ちをただしたりする事務作業が生じるからといって、法を盾にとって情報開示を拒むことはできない。

さらに、諮問庁は「退職等を示す証明書」のチェック欄の開示を拒む理由として、「特定の個人を識別することはできない」と審査請求人の主張を認めながらも、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する」と主張している。この主張は公正さを欠く。どのようにして個人の権利利益を害することができるのかを説明していないからである。この点について、仮に諮問庁が法5条1号に照らして正当な説明材料を有しているのであれば、改めて審査請求人に示し、同請求人からの反論をまつべきである。

イ 理由説明書の2（2）における諮問庁の主張について

審査請求人が主張する授業料免除制度の運用変更について、諮問庁は理由説明書のなかで「平成28年度（独情）答申第41号」を根拠にして、選考基準に変更はないとする諮問庁の主張が認められていると主張している。しかし、同答申第5の2ないし4のいずれをみても、選考基準に変更はないとする諮問庁の主張を認める表現は存在しない。

同答申が認定しているのは、「申請書上の表記の見直し」についての「経緯、理由等を取りまとめた文書は作成・保有しておらず、会

議等を開催しての検討も行われていないためそれに対応する文書も保有していない」点と、申請書類等をウェブサイトに掲載した際の決裁文書には「該当部分の記述について何ら説明等はなされていない」点である。つまり、文書や会議を通じて検討した形跡がないため、開示すべき文書が存在しないということを認定しただけであり、諮問庁の主張（定義の変更ではなく表現の明確化であるとする点や、選考基準に変更はなく自己都合退職者が平成27年度第2期以前であってもそれ以降であっても家計急変者には該当していないとする点）の是非について審査会は一切踏み込んでいない。

審査会が判断すべきは情報公開の是非であって、公開された情報に基づいて諮問庁の瑕疵を社会に問うのは市民の役目であろう。このため、審査会が上記の部分について踏み込まなかったのは当然のことである。ただ、これまで開示された文書3は黒塗りだらけの「のり弁状態」であり、一部の学生に不利益をもたらさうる制度の運用変更がなされたかどうかを市民の目で判断するには、情報開示があまりに足りないというのが今回の請求の背景である。

なお、実施要領の開示部分には家計急変の定義すら書かれていない。その点を考慮すると、諮問庁が留学生の所得や奨学金等の取り扱いを記載したものと述べている第10項ただし書、第11項を開示することによって「事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れ」が本当にあるのか、疑念がぬぐえない。仮にその可能性があっても、それらの箇所の述語だけを黒塗りにしても諮問庁の目的は達せられるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る請求対象文書について

文書1 平成27年度第2期分の「授業料免除申請者票（兼受理票）」のうち、【チェック6】欄にチェックが入れられているもの

文書2 「平成27年度第2期分授業料免除判定一覧」

文書3 筑波大学授業料の免除及び徴収猶予の選考に係る実施要領

2 審査請求に係る開示決定等（原処分）維持が適当と考える理由説明について

(1) 「答申書の趣旨に沿わない情報開示がなされた」という審査請求人の主張について

ここでいう答申書とは、「平成28年度（独情）答申第44号」（以下「先行答申」という。）を示しており、審査請求人は、この答申が「①に掲げる文章により家計急変者としての申請者であることが確認された各申請者（全員）についての決定内容（決定結果）が②に掲げる文書において把握可能なものになると思料される」と説明しているにもか

かわらず、開示資料である文書1と文書2を照らし合わせても、家計急変者として申請した学生の決定結果を把握することはできず、処分庁の開示は審査会の考えに沿っていないと主張する。しかし、上記答申は、あくまで「本件対象文書の保有の有無」を判断していると考えている。情報公開制度上、法人文書を加工することはできないが、「家計急変者として申請を行ったか否かを直接把握可能なデータは含まれていないものの、家計急変者としての申請を行った者全員の判定結果が含まれていることは自明」であるという同答申の判断を尊重し、文書2を開示したものである。

また、審査請求人は、文書2の判定一覧のうち、家計急変者として申請した者の該当箇所だけを開示することを要求しているが、文書2は「平成27年度第2期分授業料免除判定一覧」という全体で一つの法人文書であり、全ての箇所の開示・不開示の審査は、法の不開示情報に該当するか否かで判断されるべきである。

また、家計急変者として申請した者の該当箇所だけを開示することは、家計急変者として申請した者の最終的な判定結果のみならず、免除申請者全体における家計急変者として申請した者の免除認定割合をも明らかにすることになり、これを公にすることは、筑波大学の授業料免除者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条4号柱書きに該当する）と考える。よって、審査請求人の要求は、情報公開制度上、応えることは困難であると考えている。

さらに、審査請求人は、文書1の「II【チェック6】のチェック欄」のうち、「退職等を示す証明書」のチェック欄を開示することを要求しているが、筑波大学は平成27年度第2期分の「授業料免除申請者票（兼受理票）」のうち、文書1が家計急変者として申請したものであることが分かるように、【チェック6】「家計急変事由を示す証明書」のチェック欄のみを開示したものである。そもそも「授業料免除申請者票（兼受理票）」は、各申請者の家庭や自分の経済的状況・身体的状況等といったプライベートな情報が記載されており、公表されることを前提に提出されたものではなく、法人として極めて慎重に取り扱わなければならない法人文書である。したがって、【チェック6】「家計急変事由を示す証明書」のチェック欄以外の部分については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると考え、法5条1号の規定に基づき不開示としたものである。

- (2) 「処分庁が規則を無視した恣意的な授業料免除制度の運用を行っている可能性があるが、現在の開示状況では確認しきれないため、不開示部分の開示を求める。」という審査請求人の主張について

審査請求人が主張している授業料免除制度の運用変更（具体的には、授業料免除申請書上の家計急変者についての「表現の明確化」）の件については、「平成28年度（独情）答申第41号」において、すでに筑波大学から説明のうえ、同答申内で筑波大学の主張が認められているものと考えている。

審査請求人は、当該「表現の明確化」により、それまで授業料免除を受けられていた学生が免除の対象から外れる事態が生じることを指摘して、これが制度運用の変更であるとしているが、同答申の「第3の2」で筑波大学が説明したとおり、「表現の明確化」前後で選考基準に変更はなく、よって、具体的に審査請求人の懸念する自己都合退職者は、平成27年度第2期以前であっても、それ以降であっても、家計急変者には該当していない。

また、審査請求人が指摘する文書3の第10項ただし書、第11項の不開示箇所は、それぞれ留学生の所得に関する取扱い及び奨学金等の取扱いについて記載されているが、当該部分を公にすることにより、選考に不都合な書類を隠匿したり、要領の内容から逆算して自己に有利な虚偽の申請書類を作成することが可能となる等、筑波大学の授業料免除者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあることから法5条4号柱書き及び同号口の規定に基づき不開示としたものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月10日 | 審議 |
| ④ | 同月24日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、文書1及び文書2についてはその一部を法5条1号に該当するとして、また、文書3についてはその一部を同条4号柱書き及び口口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書2については、家計急変者として申請した者に係る部分を文書1と照らし合わせて把握し、当該部分だけを特定して開示すべきであるとし、また、本件対象文書の不開示部分（ただし、文書2のうち、家計急変者として申請した者以外の者に係る部分は除く。）のうち、開示請求書において開示を求めない旨が明示されている、所属、学籍番号等と

いった直接個人の特定を可能とする情報を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）は開示すべきであるとして、原処分を取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、文書2に係る文書特定の妥当性及び本件対象文書の開示部分の開示情報該当性について検討する。

2 文書2に係る文書特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、文書2について、先行答申の趣旨に沿って、家計急変者として申請した者を文書1と照らし合わせて抽出し、当該箇所だけを特定して開示すべきである旨主張する。これに対し、諮問庁は、先行答申は、あくまで文書の保有の有無を判断したものであって、情報公開制度上、法人文書を加工することはできないが、「家計急変者として申請を行ったか否かを直接把握可能なデータは含まれていないものの、家計急変者としての申請を行った者全員の判定結果が含まれていることは自明」であるという回答申の判断を尊重し、文書2を特定し、開示したものである旨説明する。

(2) 法2条2項及び3条の規定によれば、法が、法に基づく開示請求の対象を「情報」ではなく「法人文書」としていることは明らかであるから、本件開示請求のように、記録されている情報の面から請求に該当する法人文書を特定した場合であっても、当該法人文書のうちその情報が記録されている部分のみではなく文書全体が開示の対象となるものであって、開示決定等に当たっては、当該法人文書全体を対象として特定すれば足り、また、法に基づく開示請求権は、あるがままの形で法人文書を開示することを求める権利であって、開示請求を受けた独立行政法人等は、新たに法人文書を作成又は加工する義務はないと解されている。

審査請求人は、自らが入手を希望する情報が含まれる法人文書（文書2）について、当該情報が記録された部分のみを特定し開示することを求めているものであるが、これは新たに法人文書を作成し、又は加工することにほかならず、処分庁がこれに応じる義務はないのであるから、処分庁が、先行答申において示された判断のとおり、文書2の全体を特定したことは、妥当であると認められる。

3 本件不開示部分の開示情報該当性について

(1) 文書1及び文書2について

当該部分について諮問庁は、授業料免除申請を行った学生（以下「免除申請者」という。）の個人に関する情報であり、法5条1号に該当する旨説明する。

本件対象文書を見分すると、文書1にあつては各免除申請者について作成された文書全体が、また、文書2にあつては各免除申請者に係る判定結果等が記録された行全体が、それぞれ一体として、当該各個人（免

除申請者)の氏名等の記載とあいまって、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、本件不開示部分について、法5条1号ただし書イないしハに該当するとすべき事情は認められず、さらに、法6条2項による部分開示の検討を行うと、これを公にすると、当該免除者の知人、大学の関係者等一定の範囲の者に個人が特定あるいは推測される可能性は否定し難く、通常明らかにされることのない機微な情報が併せて知られることとなつてその権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、いずれも法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書3について

ア 本件不開示部分について諮問庁は、公にすることにより、筑波大学の授業料免除者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書き及びロに該当する旨説明する。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の同号柱書き及びロ該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 筑波大学では、学生の利便性、業務簡素化の観点から、授業料免除申請の際、最低限の添付書類を提出させている。授業料免除申請は、自己申告に基づいて行われる箇所もあり、実施要領の不開示箇所を開示すると、免除申請者がどのカテゴリーで申請すると有利になるか分かってしまうことから、授業料免除判定に関する業務に支障を来すおそれがある。筑波大学は、授業料免除の適格者が多く、加えて、それぞれの状況は僅差であることから、免除の取扱いには公平を期す必要がある。

(イ) したがって、当該部分についてはいずれも、これを公にすることにより、選考に不都合な書類を隠匿したり、要領の内容から逆算して自己に有利な虚偽の申請書類を作成することが可能となる等、筑波大学の授業料免除者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書き及びロに該当すると判断したものである。

イ 本件対象文書を見分すると、当該部分には、授業料免除判定に係る具体的な判断基準等の記載が認められ、これを公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左

右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及び口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が家計急変者としての申請者に係る箇所だけを特定すべきとする文書2について、文書2の特定は適法に行われたと認められることから、文書2を特定したことは妥当であり、また、不開示とされた部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

平成27年度第2期分（秋学期）授業料免除の申請のうち、家計急変者としての申請者全員についての決定内容（決定結果とそれぞれの判断の基準）がわかる文書（別紙参照）

「平成28年2月15日付法人文書開示請求書（平成27年度第2期分（秋学期）授業料免除の申請のうち、家計急変者としての申請者全員についての決定内容（決定結果とそれぞれの判断の基準）がわかる文書）の別紙」

請求する内容について：

- ① 個人名，所属，学年，学籍番号，住所，電話番号など個人を特定する情報は一切求めていない。
- ② 授業料免除申請者のうち家計急変者としての申請に限る。
- ③ 家計急変者としての申請者全員についての決定結果がわかる必要があるため，家計急変者としての申請が何件あって，そのうち何人が不許可となったか，何人についてどのくらいの免除が認められたかがわかる資料でなくてはならない。
- ④ それぞれの判断の基準がわかる文書である必要があるため，判断基準となる算式がどんなもので，そこにどんな具体的な数値を当てはめたかがわかる資料でなくてはならない。当然，給与収入と退職金の扱いが個別にわかる資料である必要がある。
- ⑤ 家計急変の理由が「倒産，懲戒を除く解雇，病気による就業継続困難等の場合」，「本人の意思で辞職した場合」，「定年退職等，事前に職を失うことが予測できた場合」のそれぞれが何人いたか，そうした理由が決定結果とどう結びついているか（あるいは結びついていないのか）がわかる資料でなければいけない。
- ⑥ 家計急変者かつ独立生計者であることが，単に家計急変者であることに比べて決定結果に違いをもたらすかがわかる資料でなくてはならない。

2 本件対象文書

文書1 平成27年度第2期分の「授業料免除申請者票」のうち【チェック6】欄にチェックが入れられているもの

文書2 「平成27年度第2期分授業料免除判定一覧」

文書3 筑波大学授業料の免除及び徴収猶予の選考に係る実施要領